



岩田合同法律事務所

監修：弁護士 [青木晋治](#)

文責：弁護士 [五井 恕](#)

## 【判決要旨】

株主代表訴訟の原告及び参加人たる株主は当該訴訟の口頭弁論終結時まで株主の地位を保有していることが必要であり、原告及び参加人が口頭弁論終結前に株主の地位を失った場合には、会社法851条1項各号に該当するときを除き、株式併合により、1株未満の端数のみを有することとなった場合であっても、特段の事情のない限り、原告適格を失う。

## 【事案の概要等】

### 1 事案の概要

本件は、A社の株主であったX及び共同訴訟参加人Z1及びZ2が、A社において平成20年度から平成26年度第3四半期までの間に行われた会計処理に関し、A社の会計監査人の地位にあったYが相当の注意を怠り、A社の連結損益計算書に対して無限定適正意見を表明し、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したことによって、A社が過年度決算修正に関する費用、上場契約違約金及び課徴金等の損害を被ったと主張して、会社法847条3項に基づき、Yに対し、同法423条1項に基づくA社に対する損害賠償をすることを求めた事案である。

### 2 事実関係の概要

- (1) Xは、株主代表訴訟に係るA社に対する提訴請求時（平成28年7月20日）の6か月以上前から継続してA社の普通株式1000株を保有していた。

Z1は、A社の普通株式1000株を保有しており、Z2は、A社の普通株式100株を保有していた（Z1及びZ2を併せて「Zら」という。）。

(2) A社は、平成27年9月7日、平成20年度から平成26年度までの連結会計年度において総額2248億円の税引前損益の過年度決算の修正を発表した。

(3) 東京証券取引所（以下「東証」という。）及び名古屋証券取引所（以下「名証」という。）は、平成27年9月14日、上場契約違約金に関する規定に基づき、A社に対し、上場契約違約金の支払（東証につき9120万円、名証につき1740万円）を求めた。A社は、東証及び名証に対し、上記上場契約違約金を支払った。

金融庁長官は、平成27年12月24日、A社について、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出したこと等を理由として、合計73億7350万円の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をした。A社は、上記決定に従い、上記課徴金を国庫に納付した。

金融庁は、Yに対し、平成27年12月22日、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したとして、契約の新規の締結に関する業務の停止3月及び業務管理体制の改善を命ずる旨の処分を行い、平成28年1月22日、21億1100万円の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をした。Yは、上記の課徴金の納付を命ずる旨の決定に従い、上記課徴金を国庫に納付した。

(4) Xは、平成28年7月20日、会社法847条1項に基づき、A社の代表執行役らに対し、同社における平成20年度から平成26年度第3四半期までの間の会計処理について、会計監査人であるYの同法423条1項に基づく責任を追及する訴えを提起するよう請求した。

しかし、A社の代表執行役らが当該訴えを提起しなかったため、Xは、平成28年9月21日、同法847条3項に基づき、本件訴えを提起した（以下「本件訴訟」という。）。

(5) Z1は同年10月14日に、Z2は令和3年4月9日に、同法849条1項本文に基づき、それぞれ共同訴訟人として本件訴訟に参加した（以下、当該各訴訟参加の申出を「本件各共同訴訟参加申出」という。）。

(6) A社は、令和5年11月22日開催の臨時株主総会において、同年12月22日を効力発生日とする、同社普通株式9300万株を1株に併合する株式併合（以下「本件株式併合」という。）を決議した。

(7) 本件株式併合により、令和5年12月22日、X及びZらが保有する普通株式はいずれも1株に満たない端数となり、同人らは、いずれも株主としての資格を失った。

## 【取り上げる主な論点】

株主代表訴訟の原告及び参加人たる株主が口頭弁論終結前に株主の地位を失った場合の原告適格の帰趨。

## 【参考条文】

### 会社法

(株主による責任追及等の訴え)

**第847条** 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）は、株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等（第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。）若しくは清算人（以下この節において「発起人等」という。）の責任を追及する訴え、第百二条の二第一項、第二百十二条第一項若しくは第二百八十五条第一項の規定による支払を求める訴え、第百二十条第三項の利益の返還を求める訴え又は第二百十三条の二第一項若しくは第二百八十六条の二第一項の規定による支払若しくは給付を求める訴え（以下この節において「責任追及等の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

3 株式会社が第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした株主は、株式会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる。

(訴訟参加)

**第849条** 株主等又は株式会社等は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及等の訴え（適格旧株主にあつては第百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）に係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなる時、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなる時は、この限りでない。

(株主でなくなった者の訴訟追行)

**第851条** 責任追及等の訴えを提起した株主又は第百四十九条第一項の規定により共同訴訟人として当該責任追及等の訴えに係る訴訟に参加した株主が当該訴訟の係属中に株主でなくなった場合であっても、次に掲げるときは、その者が、訴訟を追行することができる。

- 一 その者が当該株式会社の株式交換又は株式移転により当該株式会社の完全親会社の株式を取得したとき。
- 二 その者が当該株式会社が合併により消滅する会社となる合併により、合併により設立する株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社の株式を取得したとき。

## 【本判決の判旨】

### 1 結論

- (1) 「株主代表訴訟の原告及び参加人たる株主は当該訴訟の口頭弁論終結時まで株主の地位を保有していることが必要であり、原告及び参加人が口頭弁論終結前に株主の地位を失った場合には、同法851条1項各号に該当するときを除き、特段の事情のない限り、原告適格を失うものと解するのが相当である。」
- (2) 本件株式併合が効力を生じたことにより、X及びZらが保有していたA社の普通株式はいずれも1株に満たない端数となったところ、X及びZらは、「口頭弁論終結前にA社の株式併合により株主の地位を失っており、原告適格を失ったものというべきであるから、本件訴え及び本件各共同訴訟参加申出は、不適法であり却下を免れない。」

### 2 理由

#### (1) 原告適格の帰趨

「会社法847条1項、3項は、株主代表訴訟を提起することができる者として、6か月前から引き続き株式を有する株主と規定しているところ、これは株主代表訴訟の原告適格を定めたものと解される。「株主代表訴訟の係属中に当該株式会社の株主でなくなった原告及び参加人は」、同法851条1項「各号に該当するとき以外は原告適格を失うと解するのが同項の文理上自然である」。

そして、仮に当事者が自らの意思により株主としての資格を喪失したものではないとしても、「会社法の規律としては、会社の行為によって株主たる地位を喪失した場合について別の取扱いをすることが想定されているとは解されない」。

また、「会社が株主代表訴訟を不当に免れる目的で株式併合をしたなどの特段の事情が認められる場合には、例外的に個別の救済を図ることが可能であり、本件のような株式併合の場合にも原告適格を失うものと解するとしても」、「会社が株主代表訴訟を免れるためのスクイズアウトが蔓延する」ような状況となるとは解されない。

さらに、「取締役解任請求訴訟や会計帳簿閲覧請求訴訟においても、原則として、口頭弁論終結時に法定の株式保有の要件を充足することが必要と解するのが相当である」。

#### (2) 訴訟の中断

「民事訴訟法124条1項5号にいう「一定の資格を有する者で自己の名で他人のために訴訟の当事者となるもの」は、その当事者適格が自己固有の権利利益に基づかず、一定の資格に結び付いて認められるものをいうと解すべきところ、株主代表訴訟の原告適格は、株主としての自己の権利に基づくものと解されるから、これに当たるとはいえない。また、「株主代表訴訟の原告は選定当事者ではなく、同項6号を類推適用すべき基礎があるともいえない」。そのため、一定期間本件訴訟を中断すべきであるとはいえない。

#### (3) 信義則違反等

仮に本件訴訟では裁判官の交代が重なって訴訟が長期化したのだとしても、「株主代表訴訟の原告及び参加人が株主の地位を失ったことにより原告適格を喪失したことが、参加人Z2が主張するような訴訟の経過によって治癒されるものではなく、本件において原告

及び参加人らの原告適格を否定することが、訴訟上の信義則（民事訴訟法2条）に反するものとは解されない」。

また、「株主代表訴訟の提訴権は株主の権利として認められているものと解されるところ、1株に満たない端数を有するにすぎない者は株主ではなく、株主の地位を失った原告及び参加人らが1株に満たない端数の売却価格に関して利害関係を有しているとしても、株主代表訴訟の原告適格を認めることはできない」から、原告適格の維持を認めるべき特段の理由はない。

## 【解説】

### 1 会社法851条の沿革

同条の沿革は以下のとおりである<sup>1</sup>。すなわち、株主代表訴訟の係属中に原告が株主資格を失うケースのうち、原告株主にのみ生じる事情によって株主資格が失われる場合（例えば、訴訟の途中で原告株主が株式全部を譲渡して株主資格を失った場合）には、会社又は他の株主が共同訴訟人としてその訴訟に参加しているときを除き、原告は当事者適格を失い、訴えは不適法として却下されるものと解されていた。

また、株主代表訴訟の係属中に会社が株式交換・株式移転をした結果、原告が株主資格を失った事例において、平成17年改正前商法下の裁判例は、原告は原告適格を失い、株主代表訴訟が却下されるという立場をとっていた（東京地判平成13・3・29判時1748号171頁、名古屋地判平成14・8・8判時1800号150頁、東京地判平成15・2・6判時1812号143頁、名古屋高判平成15・4・23LEX/DB28082302、東京高判平成15・7・24判時1858号154頁）<sup>2</sup>。もともと、これらの裁判例に対しては、株主代表訴訟の被告取締役がその地位を利用して株式交換・株式移転をすることによって、それまでの訴訟活動を無にしてしまうことを可能にするものであり実質的に妥当ではないとする批判がされており、これらの裁判例を支持する学説は僅少であるといわれていた<sup>3</sup>。そこで、会社法851条1項において、株式交換や三角合併により原告株主が完全親会社の株主になった場合でも、一定の要件の下で原告適格を失わないことを定めたものである。

### 2 同条の趣旨

会社法851条1項は、その文言から、株主代表訴訟の係属中、原告株主（及び責任追及等の訴えに係る訴訟に参加した株主。以下同様。）が株主でなくなった場合には原則として原告適格を失うが、例外的に、同項各号の場合には原告適格を失わないこととするものである

<sup>1</sup> 岩原紳作編『会社法コンメンタール19—外国会社・雑則(1)』（商事法務、2021）602-603頁〔伊藤靖史〕

<sup>2</sup> 経済法令研究会「重要判例紹介 株式併合と代表訴訟の原告適格等の帰趨」金判1700号23-25頁（2024）

<sup>3</sup> 株主代表訴訟制度研究会「株式交換・株式移転と株主代表訴訟(1)—原告適格の継続—」商事1680号4-5頁（2003）

と解釈されている<sup>4</sup>。

他方で、当該株式会社が株式交換又は株式移転をするが、これによって、原告株主が当該株式会社の完全親会社の株式を取得しないとき（例えば、株式交換の対価が完全親会社以外の会社の株式や金銭であるときや、株式移転の対価が社債等であるとき）は、同項1号に含まれない。また、当該株式会社が合併をするが、これによって、原告株主が設立会社又は存続会社若しくはその完全親会社の株式を取得しないとき（例えば、吸収合併の対価がそれらの会社以外の会社の株式や金銭であるときや、新設合併の対価が社債等であるとき）は、同項2号に含まれない。

こうした規律の趣旨は、以下のとおりである<sup>5</sup>。すなわち、株主代表訴訟の判決は、会社に既判力が及び（民事訴訟法115条1項2号）、原告以外の株主にも影響を与えるため、株主代表訴訟を真摯に遂行することを期待することができる資格を有する者に限って原告適格を認めるべきである。そして、組織再編によって原告が株式会社の株主でなくなったとしても、（同項1号の場合）当該株式会社の完全親会社や、（同項2号の場合）設立会社又は存続会社若しくはその完全親会社（以下、これらの会社を「完全親会社等」という。）の株主としての地位を有するのであれば、当該株主代表訴訟の結果によって原告が組織再編後に有する株式の価値も左右されるため、原告には、引き続き株主代表訴訟の真摯な遂行を期待することができる。これに対して、原告が完全親会社等の株式を取得しない場合には、当該株主代表訴訟の結果によって原告の財産の価値が左右されることもなくなるため、原告には、株主代表訴訟の真摯な遂行を期待することができなくなる。

このことからすると、原告株主が組織再編の後でも実質的に株主としての利害関係を有し続けるかどうかによって、原告適格が維持されるかどうかが決まるといえることができる<sup>6</sup>。

本件のように、株式併合によって原告株主が株主資格を失う場合には、実質的に株主としての利害関係を有しなくなる。そのため、X及びZらが原告適格を失うとの本判決の結論は、妥当であると考えられる。

### 3 本判決の意義

A社の元役員に対する責任追及訴訟の控訴審（東京高判令和6・3・6、原判決：東京地判令和5・3・28）は、本件株式併合の効力発生により保有していたA社の普通株式が一株に満たない端数となった当事者について、単に「本件訴訟の原告適格を喪失したというべきである」と判示するにとどまっていた。本判決は、詳細な理由を付した上で、自らの意思ではなく会社の行為によって株主資格を喪失した場合に、851条1項各号に該当するときを除き、特段の事情のない限り、株主代表訴訟の原告適格を失うとの会社法の規律を明確にした点で意義を有する。

加えて、本判決は、「会社が株主代表訴訟を不当に免れる目的で株式併合をしたなどの特段の事情が認められる場合には、例外的に個別の救済を図ることが可能であり、本件のような株式併合の場合にも原告適格を失うものと解するとしても」、「会社が株主代表訴訟を免れる

<sup>4</sup> 相澤哲編著『一問一答 新・会社法 [改訂版]』（商事法務、2009）247-248頁

<sup>5</sup> 同書249頁

<sup>6</sup> 岩原紳作編『会社法コンメンタール19—外国会社・雑則(1)』（商事法務、2021）605、609頁〔伊藤靖史〕

ためのスクイズアウトが蔓延する」ような状況となるとは解されないと指摘した点が注目に値する。なお、会社法制定前における裁判例に、「株式移転が株主代表訴訟の回避を目的として行われたようなごく例外的な場合においては、そのような株式移転は無効となり、株式移転無効確認の訴え……を提起することによって是正する途が残されている」と指摘し、特段の事情があるときには原告適格が認められる余地があることを示唆したものもある（名古屋地判平成 14・8・8 判時 1800 号 150 頁）。

もっとも、本判決において、当該「特段の事情」が認められる具体的な範囲は示されておらず、本件における「特段の事情」の有無についても特段の検討はされていない。また、株主の地位を失ったのであれば、仮に株主代表訴訟で勝訴しても、経済的利益を得られないようにも思われるため<sup>7</sup>、「個別の救済」としてどのような構成で原告適格を認めることが想定されているのかについても不明確である。これらの点も含め、控訴審の判断が注目される。

【監修】



青木 晋治（弁護士）

Tel: 03-3214-6241

E-mail: [saoki@iwatagodo.com](mailto:saoki@iwatagodo.com)

慶應義塾大学法科大学院修了、2008 年弁護士登録。  
訴訟・紛争解決、危機管理、ジェネラルコーポレート、  
株主総会対応を得意とする。

【文責】



五井 恕（弁護士）

Email: [hiroshi.goi@iwatagodo.com](mailto:hiroshi.goi@iwatagodo.com)

早稲田大学法科大学院修了、2022 年弁護士登録。  
M&A、ジェネラルコーポレート、株主総会対応等を中心に、  
企業法務全般を取り扱う。

<sup>7</sup> 経済法令研究会「重要判例紹介 株式併合と代表訴訟の原告適格等の帰趨」金判 1700 号 25 頁（2024）

### 岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約100名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング15階  
岩田合同法律事務所 広報： [newsmail@iwatagodo.com](mailto:newsmail@iwatagodo.com)

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。